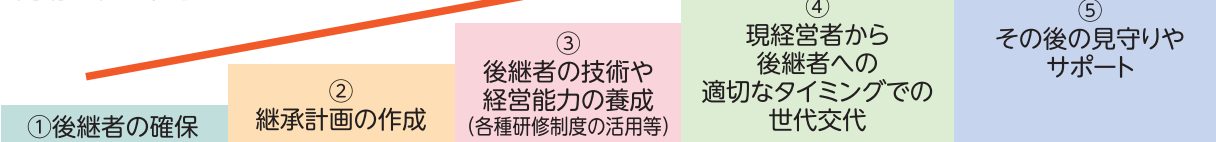


◆ 経営継承には時間がかかります ◆ ～5年・10年後の経営を思い浮かべましょう～

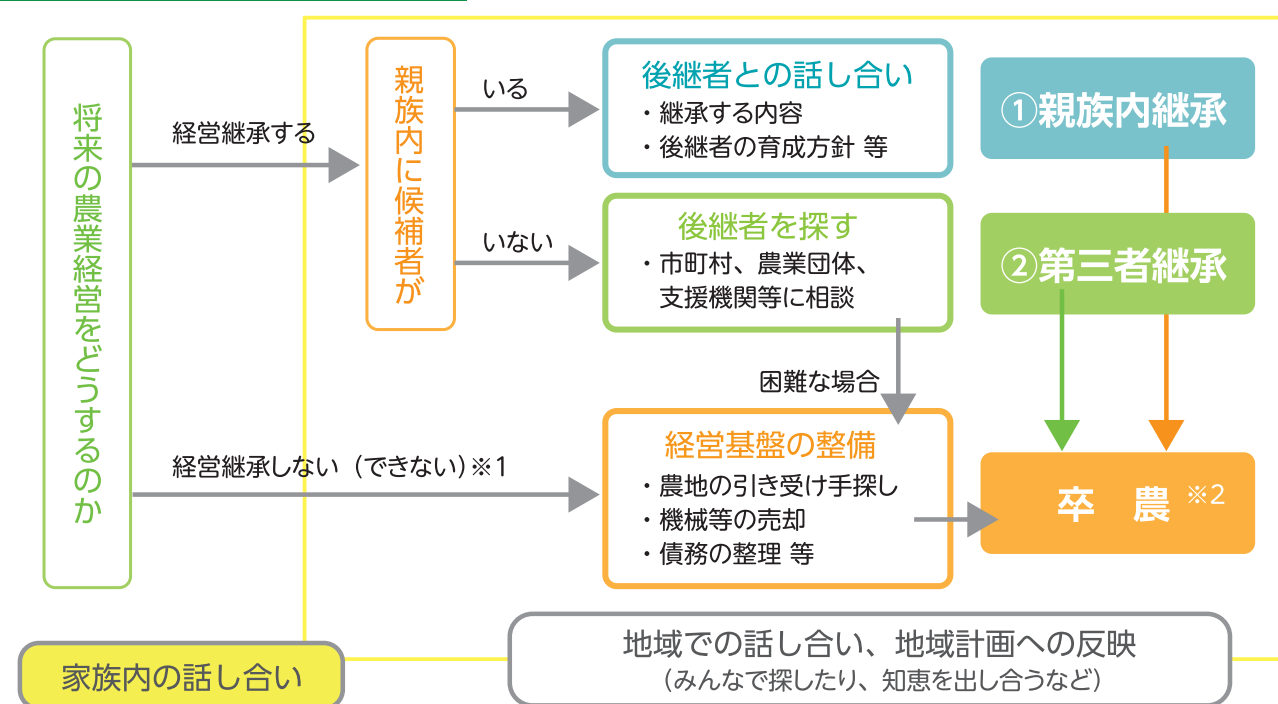
経営継承の各ステージ

円滑に経営継承を進めるためには、



などの伴走期間の各階段を経るのが一般的です。

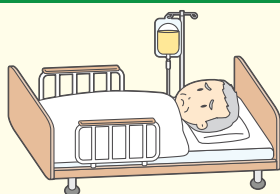
経営継承のフロー図



※1 経営継承がどうしても困難な場合、地域の担い手に農地等を引き受けてもらうなど、耕作・栽培等の継続を目指す。

※2 「卒農」とは、経営者の立場を退き、「体力に応じた規模で農業を行う」、「地域の若手農業者へのアドバイスをを行う」など、「農」との接点を持続ける段階のイメージ。

継承できなかった事例



昨年で70歳の誕生日を迎えたバリバリのりんご農家で、まだまだ頑張れると思っていた。今年になってから体調が優れない日々が多くなり、病院に行ったところ大きな病気が見つかった。入院となり手術をしたが、退院後は農業を継続することが難しい状況となった。

妻一人では切り盛りできず、子供たちも継ぐ意思がない。親戚や友人も自分の経営で手一杯。止むを得ず、手塩にかけて育ててきた樹木を伐採するしかなかった。もっと元気なうちに後継者を確保しておけば良かったと今になって悔やんでいる。

あとがき

今年も半年を過ぎようとしています。「もう」水無月(みなづき)か「やっと」か。皆それぞれの置かれた環境で感じる時間軸は異なります。アインシュタインの有名な言葉に「ストーブに手を置く1分は1時間に感じる。素敵な女の子と過ごす1時間は1分に感じるもの」と相対性を説いています。「嫌なことは長く感じ夢中になったらあっという間さ」と一般的に言われています。農業や仕事も同じではないでしょうか。夢を追いかける者と惰性で時を過ごす者とは自ずと結果は違ってきます。時間は万民に同じく与えられています。新規就農者を初め生産者の皆様は改めて目標設定もしくは見直しを図り、具体的に手段を講じてみてはいかがでしょうか。例えば、大リーガーの大谷さんで有名になったマングラチャートを活用してはどうでしょうか。目標を達成するには具体的手段の立案と計画的な行動(実践)です。スポーツや経済そして農業も同様と考えます。その先には必ず夢が見えてきます！
(卯月)

あさひりんごの郷便り No.20

Facebook

Instagram

あさひりんごの郷協議会 発行責任者 会長 鈴木 浩幸 E-mail : asahiringonosato@gmail.com
事務局 朝日町農林振興課内 〒990-1442 山形県朝日町大字宮宿1115 TEL (0237) 67-2114 FAX (0237) 67-2117

令和7年度第1回「りんごの郷みらい塾」開催!

りんごの郷みらい塾第1回目は、里親農家の会、農業士会及び新規就農者等約20名が参加し「経営継承」の基本的考え方と円滑な経営継承をテーマに話し合われました。

経営継承については、朝日町の農業をどのように次世代へつなぐことができるかという点に絞り、公益財団法人やまがた農業支援センター新規就農・経営支援課の小室邦秀経営支援主幹から講義を受け、基礎知識を学びました。

その後のワークショップでは、経営継承にかかる現状・課題と対応策等について、出し手と受け手それぞれの立場から、活発に意見が出されました。また、就農や農業経営には資金が必要で、町からの支援制度の活用や借入による資金調達方等によりことが効果的であることも話し合われました。

円滑な継承には計画的行動が欠かせないこと、具体的に継承の話しを進めると避けては通れない課題が発生すること、継承には準備期間を要すること等、継承にかかる各ステージでの課題や行動が明確になり、このことを参加者全員で共通認識を持てたことは大きな成果となりました。

経営継承の現状・課題と対応策(ワークショップからの抜粋)

<現状・課題>

- ・親族内継承の希望も少ないが、第三者継承を希望する生産者も少ない(出)
- ・高齢で体力的に厳しいが、生活があり卒農ができない(出)
- ・りんごづくりの理念や栽培技術等の無形資産を継承したいが、時間が足りない(出)
- ・農業を始めるまで、農地・機械取得や知識習得等ハードルが高い(受)
- ・優良園地を探し出すための情報やその手立てがない(受)
- ・経営者と新規就農者の働き方への考え方の違いが障壁となっている(受)

<対応策>

- ・園地の継承方法として、農業法人として継承することが理想(出)
- ・農地や機械の情報を得るためにも人間関係の構築が必要なため、新規就農者等は仲間づくりをすることが重要(出)
- ・園地、樹木の適正な評価基準があれば継承しやすくなる(出)
- ・円滑な継承のため、出し手・受け手の双方の仲介者を望む(受)
- ・園地情報把握のため、マッチング情報の充実を望む(受)
- ・経費負担(特に農機)を減らす支援制度の充実(受)

※上記、カッコ内の(出)は出し手、(受)は受け手からの意見です。

次回予定(8月)の開催内容は、参加者からのアンケートで「経営継承の続き」との希望が多数ありましたので、他に課題は山積していますが意向を反映させ実施したいと思います。



法人継承を提言する清野さん



アドバイスを小室講師とまとめるAグループ



提案策を発表するBグループ

【朝日町版】農業研修生・新規就農者・経営継承事業への支援

令和7年6月現在

募集・相談・調整段階

就農募集・PR

就農情報の発信【町・りんごの郷】

- ・チラシ・HP・SNS・マイページ等により就農募集
- ・YouTubeによる新規就農者映像発信
- ・りんごの郷便り、Facebookによる情報発信

就農フェア等への参加【町・受入協・りんごの郷】

新農業人フェア参加による就農募集

地域おこし協力隊公募事業
【町・受入協・りんごの郷】

都市部からの意欲ある独立就農希望者を公募し特別支援を実施

- ①募集→②農業体験・書類審査（一次審査）
→③事前研修（二次審査）→④面接・選考
→⑤決定→⑥3年間の研修と農業行政活動

農業体験支援

短期農業体験【町・受入協】

県外からの2日～1週間短期就農体験参加者の交通費について1万円を限度に補助

ぶち農業・農村くらし体験【県】

県外からの希望者が1週間程度の農業体験を実施した場合に宿泊費や受入農家への謝金を支援

- ・体験者の宿泊費の1/2又は3,000円のうち低い額
- ・受入農家への支援 5,000円～7,500円/人日

お試し就農移住体験【県】

県外からの就農希望者と雇用契約を結び、長期の就農体験に従事させた受入農家に対し、就農希望者への支払い報酬の一部を支援

上限10万円/月、1か月以上6か月以内

※ぶち農業・農村くらし体験を利用した者

お試し雇用就農助成【県】

県外からの就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対し支援

10万円/月、最長4か月

(雇用就農資金の対象外の雇用開始最長4か月)

継承支援

樹園地継承相談窓口【町・りんごの郷】

- ・樹園地、経営継承相談（出し手・受け手）
- ・樹園地、経営継承者の掘起し・把握

樹園地継承マッチング情報【りんごの郷】

後継者がいない生産者（出し手）の樹園地を継承するため、出し手と新規就農者や規模拡大する農業者をマッチングするシステム



就農準備・継承

研修中の生活支援

地域おこし協力隊【国】

都市部から移住し独立就農する研修生に対し、技術・経営研修と農業行政活動を行う場合に支援
年間330万円、最長3年

就農準備資金【国・町】

独立就農を目指す研修生に対し支援
年間150万円、最長2年

※就農予定時年齢50歳未満
※町外からの移住者は年間36万円上乗せ

研修生等宿泊施設の提供【町】

町外からの研修生に対し農業研修生等宿泊施設への入居支援（シェアハウス）
家賃：負担なし 光熱水費：自己負担

新規就農者家賃補助【町】

研修期間中の家賃補助（町内の住居について賃貸契約を結んだ50歳以上の方）
賃借料の1/2、上限1万円/月



技術研修支援

農林大学校入学支援事業【町】

卒業後町内で就農予定の農林大学校等入学生の授業料を全額補助、最長2年

実践農業研修生受入支援【町】

受入農家が研修生に支払う賃金等の補助
経費の1/4、上限4万円/月、最長2年

継承支援

経営継承準備支援【県】

継承に係る不動産鑑定や契約書作成等の経費の一部を支援（親族からの継承は除く）
経費の1/2又は50万円のいずれか低い額

第三者移譲による離農給付金【町】

経営移譲者（出し手）が離農・規模縮小する際に、生産可能な農地を第三者の認定新規就農者に移譲（売買）した場合に支援

経営面積の9割以上の移譲	5万円/10a
経営面積の5割以上の移譲	3万円/10a

山形県移住支援事業【県・町 政策推進課】

東京圏から県内の中小企業等への就職、テレワーク又は関係人口として町内に移住した場合に支援

世帯最大100万円+α 単身最大60万円

※18歳未満の世帯員を伴う場合、一人あたり100万円加算

就農開始

経営支援

経営開始資金【国】

50歳未満の認定新規就農者に対し支援
年間150万円、最長3年

独立自営就農者定着支援事業【県】

農業経営基盤を持たない50歳以上の認定新規就農者に対し支援、年間最大60万円、最長3年

新規就農者経営開始支援【町】

国・県の事業の対象とならない50歳以上の認定新規就農者に対し、経営開始支援金を支給
25千円/月、最長3年

青年等就農資金【金融機関】

認定新規就農者に対する無利子貸付
借入限度額3,700万円、償還期限17年以内（うち据置期間5年）

農業経営の法人化等支援【町】

農業経営の法人化に必要な定款作成、認証代、手数料、印紙代等の補助、定額20万円

経営発展支援事業【国・県】

認定新規就農者に対し、機械・施設等の導入に係る経費を事業費上限1,000万円（経営開始資金受給者は事業費上限500万円）に対し補助
国1/2、県1/4

未来を育む農業担い手育成支援事業【県・町】

- ①担い手の経営発展の取組みへ支援
認定新規就農者等（10年目までで販売金額1,000万円未満）による農業機械等の導入
事業費上限額500万円、県1/3、町1/6
- ②担い手の営農定着の取組みへ支援
経営継承予定の認定新規就農者以外の新規就農者（新規参入者、Uターン就農者等10年目まで）による農作業小屋の修繕や農業機械等の導入
事業費上限額200万円、県1/3、町1/6

就農条件整備支援事業【町】

国・県の事業の対象にならない認定新規就農者の就農計画に即した機械・施設等の購入費支援
事業費の1/3又は100万円のいずれか低い額

技術・継承支援

若手農業者研修補助【町】

若手農業者の会による研修等への費用補助

農林大学校・農業技術普及課等の各種研修【県】

新規就農支援研修、農業実践者セミナー、農業経営力養成講座、法人化・経営力向上研修、スマート農業理解促進研修、果樹栽培研修、食品加工技術研修等の開催

定着支援アドバイザー設置事業【県】

認定新規就農者や農業経営基盤を持たずに新たに農業経営を開始した者が、栽培技術や経営について相談できる「定着支援アドバイザー」を設置する際の費用を支援
10万円または2千円/日のいずれか低い額

経営継承サポーター設置支援【県】

第三者継承を行う経営継承者（受け手）が経営移譲者（出し手）を働き手として雇用する場合、ノウハウ等を円滑に継承するための賃金への支援
上限10万円/月（年間上限60万円）

住宅支援

空き家等改修支援【町 建設水道課】

空き家バンクを介し、空き家を購入または賃貸する場合に改修費用の助成

持家住宅建築奨励補助【町 建設水道課】

自ら居住する住宅の建設工事（住宅等の新築・増改築）を町内建設業者が施工する場合の助成

移住支援（地域おこし協力隊を除く）

移住者引っ越し費用補助事業【町 政策推進課】

町外からの転入で1年以上定住する意思のある方に引越費用の一部を支援
世帯最大10万円・単身最大5万円

若者移住・定住支援事業【町 政策推進課】

申請年度において満30歳未満かつ最終学歴から6年以内の方で新たに就業した場合に支援
年額10万円×3年間（地域商品券）

お米・味噌・醤油1年分を提供【県】※

県外から町内に移住した場合に提供

移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助【県】※

家賃の一部（上限1万円/月）を最大24か月分

若者・子育て世帯への移住支援金の給付【県】※

若者・子育て世帯に最大40万円支給
※上記の3事業は移住前に「移住希望登録」が必要